

# 高齢者支援課からの事務連絡



～ケアプラン点検について～



平成30年 8月 1日 (水)

# 国における介護給付適正化

- 要介護認定の適正化
  - ケアプランの点検
  - 住宅改修等の点検
  - 介護給付通知
  - 医療情報との突合・縦覧点検
  - 介護給付費通知
- を国の主要事業としています。



(平成26年8月29日厚生省老健局「第3期介護給付適正化計画」に関する指針について)







ケアプラン点検において

確認する視点・・・



# 地域包括システムに必要な視点が反映されているか

- (1) 基本理念である自立支援・尊厳保持の視点
- (2) 自助・互助・共助・公助の総合的な支援の視点
- (3) 地域との関係性を大切に暮らしを支える視点
- (4) 医療と介護が一体提供される視点



など地域包括システムに必要な視点が反映されているか確認。

# 法令遵守を確認

- ※居宅サービス計画の第1表から第7表の記載要項（介護報酬の解釈1「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」）を熟読し、それぞれの目的に応じた記載ができているかの確認することの勧め。介護報酬の解釈2・3についても同様。
- ※「介護保険法」「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」等に従って、ケアマネジメントのプロセスが行われているかの振り返りの勧め。

# 【介護保険制度の三つの基本理念】



## 介護保険法 第1条

### 目的：介護保険法 第1条

この法律は、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保険医療の向上及び福祉の推進を図る事を目的とする。

※ケアプランの質向上を第一目的とし、報酬返還等  
給付費削減のみ目的とするものではありません。  
ただし、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運  
営に関する基準」の減算対象があり、明らかな基準  
違反や悪質な場合については、指導監査と連携をし、  
指導に切り替える場合や、居宅支援費の返還対象とな  
なる場合もあります。



## (国民の努力義務)

### (介護保険法第4条)

1 国民は自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態になった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

2 国民は、共同理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

**【指定居宅介護支援等の事業の  
人員及び運営に関する基準】**

## 基本方針

### 第1条の2

1. 指定居宅支の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活に営む事が出来るように配慮して行わなければならない。
2. 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない

## 介護保険法 第2条第2・3

### 介護保険法 第2条第2.3項

2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行わなければならない。

3 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮されなければならない。

# ケアプラン点検事業の概要

## ■ ケアプラン実施状況

周南市では、平成22年から、市内すべての居宅介護支援サービス事業所を対象に順番に実施しています。

## ■ ケアプラン実施方法

- ① ケアプラン（書類）の提出を依頼
  - ⇒ ② ケアプランの回収
    - ⇒ ③ ケアプランの点検
      - ⇒ ④ 当該のケアプラン作成をした介護支援専門員に面談方式でケアプラン点検を実施